

# 東海・東南海・南海地震津波研究会

## 運営申し合わせ

### 名 称

第1条 この研究会は、「東海・東南海・南海地震津波研究会」（以下「研究会」という）と称する。

### 目的と活動内容

第2条 東海・東南海・南海地震津波等による人的・物的被害を軽減するために、これらの津波災害に係わるテーマについて自由に情報交換を行い、会員相互の知識と技術の向上に寄与することを目的とし、その目的に沿った活動を行う。

### 会 員

第3条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同するとともに、当研究会主催のイベント開催等の情報提供を希望する法人および個人とする。

### 役 員

第4条 研究会には、次の役員をおき、座長はこの本会の運営に携わる。

- (1) 会 長 ; 1 名
- (2) 座 長 ; 1 名
- (3) 副座長 ; 若干名
- (4) 幹 事 ; 若干名
- (5) 事務局 ; 若干名

2. 会長は会員の互選による。

3. 座長は会長の指名による。

4. 副座長、幹事は座長の指名による。

5. 事務局は NPO 法人大規模災害対策研究機構が担当し、担当者の指名は座長の指名による。

6. 以上の任期は特に定めない。

### 幹事会

第5条 研究会は、適宜幹事会を開いて相互の情報交換を行うとともに、本会の目的に沿った活動方針を定め、行事を主宰する。

### 財 政

第6条 研究会の運営のための財政は、その都度会員から徴収する経費および寄付金によってまかなうものとする。

以上